

袖ヶ浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要説明

1 条例制定の背景

令和 6 年 6 月 12 日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、子育て家庭が多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、柔軟に保育サービスを利用できるよう支援を強化することを目的に、0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを養育している家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設されました。

この乳児等通園支援事業は、令和 7 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和 8 年 4 月 1 からは、法にて乳児等のための支援給付として給付制度に移行しました。

乳児等のための支援給付の対象となる事業者を確認するための基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「内閣府令」という。）に基づき、市町村が条例で定めることとされており、法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 3 項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い、又はこれを参酌するものとされています。

令和 8 年 4 月 1 日から起算して 1 年を経過する日（その日より前に法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、内閣府令で定める基準を、同条第 2 項の条例で定められた基準とみなす経過措置が設けられており、本市では、令和 8 年度から乳児等通園支援事業を実施していることから、経過措置期間中に条例を制定しようとするもの

です。

2 条例制定の目的

特定乳児等通園支援事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく乳児等通園支援事業の認可基準を満たすことを前提として、法に基づく運営に関する基準を満たす必要があることから、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的とするものです。

3 施行期日

公布の日から

4 近隣市の状況

木更津市：令和8年度中制定予定

（令和8年12月議会定例会上程予定）

君津市：令和7年度中制定

（令和8年3月議会定例会上程）

富津市：令和8年度中制定予定

（令和8年12月議会定例会上程予定）

5 条例における基本的事項

第1条（趣旨）

この条例の趣旨について規定するものです。

第2条（一般原則）

特定乳児等通園支援事業の運営に関する一般原則を規定するものです。

第3条

特定乳児等通園支援事業における、1時間当たり及び1月当たりの利用定員に関する基準を規定するものです。

第4条（面談）

特定乳児等通園支援の提供前に特定乳児等通園支援事業者が行う保護者との面談について規定するものです。

第5条（正当な理由のない提供拒否の禁止）

特定乳児等通園支援事業者が、利用申込みについて、正当な理由がある場合を除き拒んではならないことを規定するものです。

第6条（あっせん及び要請に対する協力）

特定乳児等通園支援事業者が、市からの特定乳児等通園支援の利用に関するあっせんや要請にできる限り協力しなければならないことを規定するものです。

第7条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けた際、特定乳児等通園支援事業者が、その内容を確認することについて規定するものです。

第8条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

特定乳児等通園支援事業者が行わなければならない認定申請の援助について規定するものです。

第9条（心身の状況等の把握）

特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況など、必要な情報の把握に努めなければならないことを規定するものです。

第10条（特定教育・保育施設等との連携）

特定乳児等通園支援事業者と特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。

第11条（特定乳児等通園支援の提供の記録）

特定乳児等通園支援事業者が、提供した特定乳児等通園支援につい

て、記録しなければならないことを規定するものです。

第 12 条（支払）

特定乳児等通園支援事業における、費用の支払等について規定するものです。

第 13 条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

特定乳児等通園支援事業者が行う、乳児等支援給付費の額の通知、特定乳児等通園支援提供証明書の交付について規定するものです。

第 14 条（特定乳児等通園支援の取扱方針）

特定乳児等通園支援事業者が、保育所の保育内容に関する国の指針に準じて特定乳児等通園支援の提供を行わなければならないことを規定するものです。

第 15 条（特定乳児等通園支援に関する評価等）

特定乳児等通園支援事業者の自己評価、外部評価の実施、事業の改善について規定するものです。

第 16 条（相談及び援助）

特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に応じ、必要な助言や援助を行わなければならないことを規定するものです。

第 17 条（緊急時等の対応）

特定乳児等通園支援事業所の職員が、乳児等支援給付認定子どもの体調急変時にその保護者や医療機関への連絡等必要な措置を講じなければならないことを規定するものです。

第 18 条（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

乳児等支援給付費の不正受給に関する特定乳児等通園支援事業者の市への通知義務を規定するものです。

第 19 条（運営規程）

特定乳児等通園支援事業者が定めるべき運営規程について規定するものです。

第 20 条（勤務体制の確保等）

特定乳児等通園支援事業者が、適切な特定乳児等通園支援を提供できるよう勤務体制の整備や研修の機会を確保しなければならないこと等を規定するものです。

第 21 条（利用定員の遵守）

特定乳児等通園支援事業者の特定乳児等通園支援の提供に係る利用定員の遵守について規定するものです。

第 22 条（掲示等）

特定乳児等通園支援事業者が定めなければならない事業所の運営に関する重要事項の掲示等について規定するものです。

第 23 条（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

特定乳児等通園支援事業所においては、国籍や信条等にかかわらず、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱わなければならないことを規定するものです。

第 24 条（虐待等の禁止）

特定乳児等通園支援事業所の職員による虐待等の禁止について規定するものです。

第 25 条（秘密保持等）

特定乳児等通園支援事業所の職員等の守秘義務等について規定するものです。

第 26 条（情報の提供等）

特定乳児等通園支援事業者の支援内容に関する情報提供の努力義務等について規定するものです。

第 27 条（利益供与等の禁止）

特定乳児等通園支援事業者による、事業者の紹介及び利用者の紹介に対する利益供与等の禁止について規定するものです。

第 28 条（苦情解決）

特定乳児等通園支援事業者の苦情への対応について規定するもの

です。

第 29 条（地域との連携等）

特定乳児等通園支援事業者の、地域との連携や交流に関する努力義務について規定するものです。

第 30 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

特定乳児等通園支援事業者が、事故の発生又はその再発の防止や、事故が発生した場合に必要な措置を講じなければならないことを規定するものです。

第 31 条（会計の区分）

特定乳児等通園支援事業の会計区分について規定するものです。

第 32 条（記録の整備等）

特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する記録、特定乳児等通園支援の提供に関する記録の整備、保存について規定するものです。

第 33 条（暴力団の排除）

市及び特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援事業から暴力団を排除するための措置を講ずることを規定するものです。

第 34 条（電磁的記録等）

特定乳児等通園支援事業者が、書面等に代えて行う電磁的記録及び電磁的方法により提供を行う書面等の交付、提出等について規定するものです。

第 35 条（委任）

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることを規定するものです。

附 則

この条例の施行期日を規定するものです。